

新ハイキングクラブ横浜支部 会則

(名称等)

第1条 本支部は、「新ハイキングクラブ横浜支部」(以下本支部)と称し、本支部の事務所を支部長宅に置く。

(目的)

第2条 本支部は、自然に親しみ、安全を旨とした登山やハイキング等を通じて、支部所属会員(以下会員)相互の親睦と健康の維持増進をはかることを目的とする。

(活動)

第3条 前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- 1 会員の自主的な運営による山行の実施。
- 2 新ハイキングクラブ本部が指定する山行活動に参加し、協力する。
- 3 その他、本支部の活動目的遂行に必要な事業を行う。

(会員)

第4条 本支部の会員は、新ハイキングクラブ本部と本支部の二つの会に入会している会員(本部会員)と、本支部のみに入会した会員(支部会員)で構成される。本支部の活動において両会員の間には権利義務の差異はなく平等である。それぞれ一の議決権を有する。

(入会・退会)

第5条 本支部への入会は、支部長に入会申込書を提出し、一定難易度の支部山行(体験山行)に参加し、参加した山行リーダーの推薦を受けて、支部長が承認することにより決定する。
2 会員が本支部の退会を希望するときは、支部長に申し出るものとする。

(役員)

第6条 本支部に次の役員を置く。

- 1 支部長1名、副支部長3名以内、会計監事1名を置く。
- 2 役員任期は1年とし、再選を妨げない。

(運営委員)

第7条 本支部の運営に必要な業務を担当する運営委員を置く。

- 1 運営委員の定数は、支部長が指定する。
- 2 運営委員の任期は1年とし、再選を妨げない。

(役員及び運営委員の選任)

第8条 役員及び運営委員の選任は、次の通りとする。

- 1 支部長は、会員から互選で選ばれる。選任の手続きは別に定める。
- 2 副支部長と会計監事は、支部長が提案する。
- 3 運営委員は、支部長が指名する。

(会議・議決)

第9条 本支部の会議は総会、運営委員会、月例会とする

- 1 総会は、毎年5月に行い、事業報告、決算、会則改廃、役員選任、その他重要事項を決定する。
- 2 運営委員会は、役員・運営委員で構成する。開催は年4回とし、支部長は必要に応じ

て臨時運営委員会を招集することができる。開催日は別に定める。

- 3 運営委員会は、規程、規約の改廃等の審議を行うほか、年2回の山行計画策定会議を行う。この場合、山行計画提出者を含めての拡大委員会とする。
- 4 月例会は、原則として毎月第2水曜日に行う。山行計画の説明と募集、新規入会希望者への支部運営に関する必要事項の説明、会員からの意見聴取・通達連絡等を行う。
- 5 各会議の招集は、支部長が行う。
- 6 総会は、会員の過半数の出席で成立し、議決は多数決を原則とする。運営委員会においても同様とする。
- 7 総会招集通知に基づき書面議決書を提出した者は、出席者と見なす。
- 8 会議の定足数は、当該会議の前月末の定数の過半数の出席者数をもってこれを定める。

(財務・会計)

第10条 本支部の活動に必要な費用は、会員の会費により賄う。

- 1 会費は年会費とし、前年度末までに納付するものとしてその額は別に定める。
- 2 本支部の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 3 予算は運営委員会の承認を受け、決算報告は会計監事の監査を受け、総会の承認を要する。
- 4 所定の期日までに年会費未納の者は、退会とみなす。

(自己責任の原則)

第11条 会員は、次の事項を守らなければならない。

- 1 支部長以下、山行リーダーは、常に善良なる管理者の注意をもって行動する。
- 2 会員が支部山行活動に参加するに際しては、自ら計画内容等を調査し、自己の責任と判断において参加し、行動する。
- 3 本支部の活動は、ボランティアによる自主活動であり、登山等の活動は山行リーダーによる引率活動ではない。よって山行活動中に事故発生した場合、自己責任の原則により、その担当の故をもって支部長、山行リーダーが責任を負うことはない。

(除名)

第12条 会員が、法令・規程等に違反する行為を行い、他人の身体・財産に重大な危害損害を与えた場合、または会の名譽を著しく損なう行為を行ったと認められる場合、支部長は当該会員を除名することができる。但し当該会員に異議あるときは、申し立てできものとする。

(その他)

第13条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(付則) この会則は2024年9月11日より施行する。